

# 全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

## 3. 若年者雇用対策について

- 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成の取組みに積極的で、雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定している。
- 地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)事業は、地方公共団体と協働して、若者支援のノウハウを有する民間団体に委託し、実施している。

### ⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 「ユースエール認定制度」について、平成29年11月末時点で認定企業が288社となっている。都道府県の立場での制度の周知広報や公共調達での優遇等を通じて、管内の中小企業に積極的な取得を促していただきたい。
- サポステ事業の推進に当たっては、都道府県の果たす役割が非常に重要であり、若者雇用促進法においても、地方公共団体は国の措置と相まって、地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努める旨規定されている。各都道府県においてはこれまでも、予算措置、場所の確保、人的支援やネットワーク構築に係る調整等、事業運営に当たり大きな役割を果たしていただいているが、平成30年度事業の調達についても、近日中に公示される予定であるが、予算措置、学校等関係機関との連携強化の視点を含め、都道府県の立場で一層のご尽力いただくようお願いする。

# ユースエール認定企業って 知ってる？



クマなく  
見てみよう！

ユースエール認定企業は、若者の採用・育成に積極的、  
かつ若者の雇用管理の状況などが優良であると  
厚生労働大臣が認定した中小企業です。

# 地元にもある。働きやすい会社がある。 ユースエール認定企業と 出会いませんか？



## ユースエール認定企業は

### 若者を求めている！

ユースエール認定企業は、若者対象の**正社員**の採用・育成に積極的な**中小企業**。「人材育成方針」や「教育訓練計画」を策定するなど、若者を迎え入れる準備も万全です。さらに、直近の3事業年度の**新卒正社員**の**離職率が20%以下**の会社ばかりです。

### 労働環境が良い！

ユースエール認定企業は、前事業年度の**正社員**の月平均所定外労働時間が**20時間以下**。かつ、月平均の**法定時間外労働60時間以上**の**正社員がゼロ**。加えて、**有給休暇の取得率も高い**など、のびのび働き、のびのび成長できる会社です。

### 人材教育に積極的！

ユースエール認定企業は、直近三事業年度の新卒者等の採用数や各種研修の有無、その内容といった職場情報を公開しています。**応募の段階で企業の労働環境や就労実態が十分に理解できる**。自分に合った就職先を選択することができます。

## ユースエールで就職&成長も！



## 認定基準の一部

- 直近三事業年度の、**新卒者**などの**離職率が20%以下**
- 前事業年度の、**正社員**の**月平均の所定外労働時間が20時間以下**かつ、**月平均の法定時間外労働60時間以上**の**正社員がゼロ**
- 前事業年度の、**正社員**の**有給休暇**の、**年平均の取得日数が年10日以上**、または、**年平均取得率(※)70%以上**

※付与日数に占める取得日数の平均

その他詳しい認定基準については「若者雇用促進総合サイト」を参照してください。

## サイトをチェック！



### 若者雇用促進総合サイト

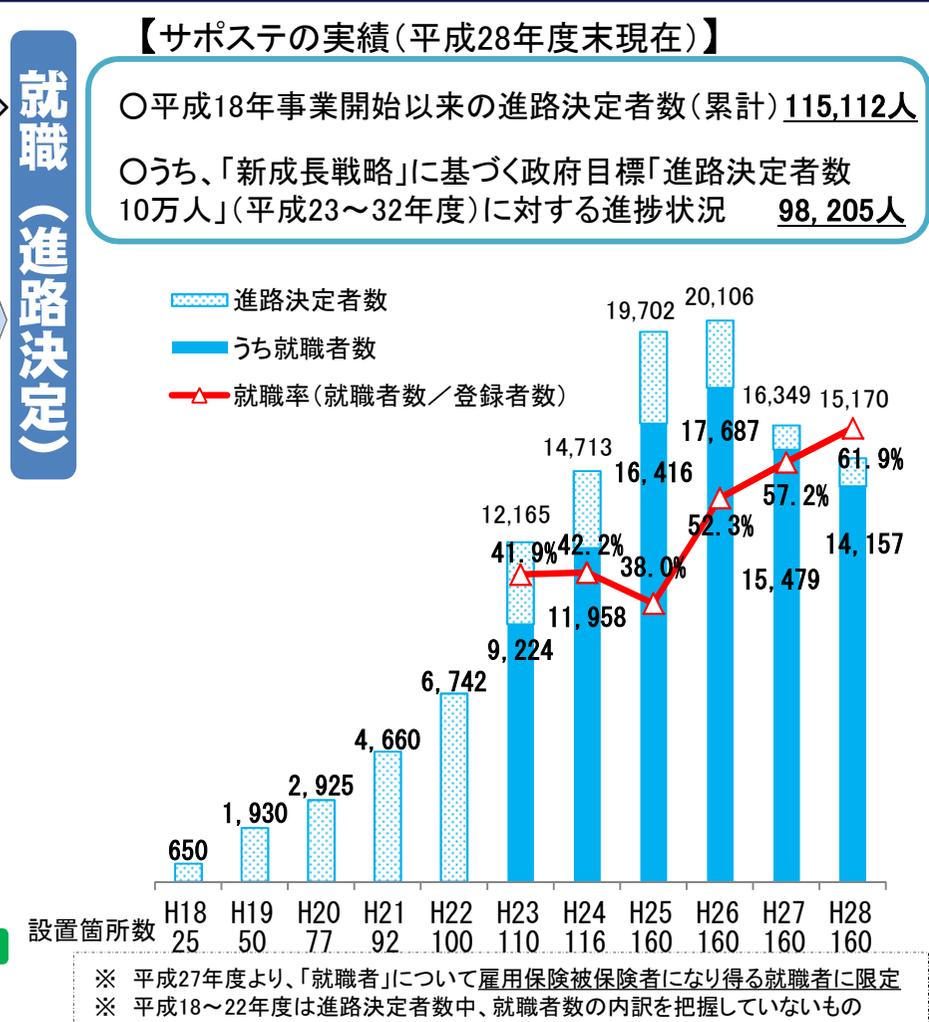
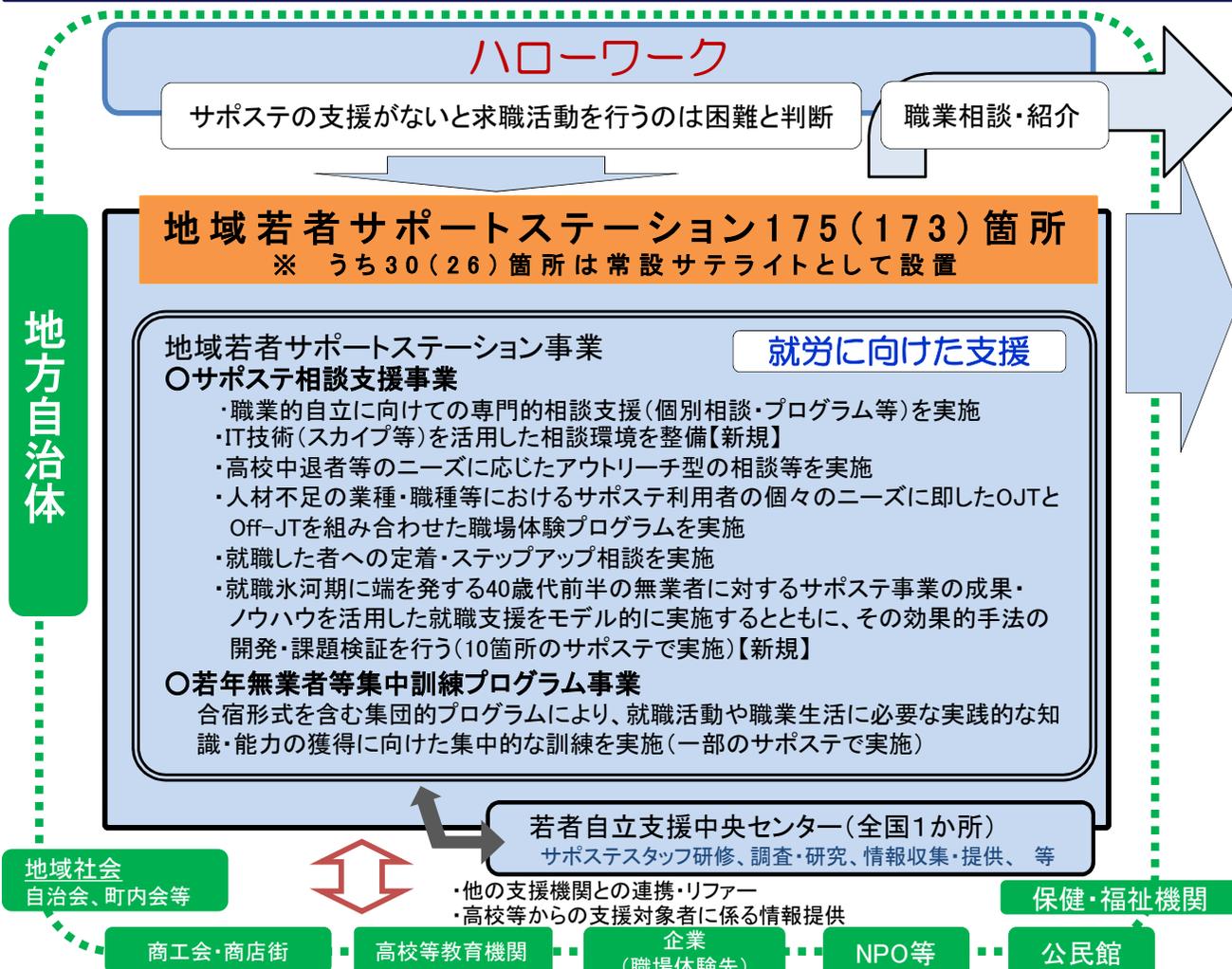
若者雇用促進総合サイト

検索

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/>



- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(ニート※1)の数は近年、約60万人で高止まりしている。
- これらの若者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」(※2)において、地方自治体と協働し(※3)、**職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等**を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実、「就職氷河期世代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。  
(※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等)



# 全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

## 4. 技能振興施策・技能検定制度について

- ものづくり分野においては、若者のものづくり離れ等に伴い、就業者数の減少が進んでおり、若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進することが求められている。こうした背景を踏まえ、技能振興施策の充実を進めている。
- 2023年の技能五輪国際大会の日本・愛知県での開催に向け、招致に立候補することを決定。
- 技能検定等の職業能力検定は、引き続き、適切に実施していく必要がある。

⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

### <技能五輪国際大会関係>

- 来年度の技能五輪全国大会は11月に沖縄県において実施。各地の技能振興につながるきっかけとなることから、都道府県のトップレベルにもご認識いただき、大会への参加に向けた選手の送り出しへのご協力をお願いしたい。
- 平成33年度の技能五輪全国大会の開催に係る共催都道府県の募集について、地域における技能振興の観点を踏まえ、積極的なご検討をお願いします。
- 技能五輪国際大会の招致は、日本の技能や技術力の高さを世界にアピールするとともに、日本の若者の技能を高める絶好の機会であり、政府としても招致実現に向け精力的に取り組んでいく。

### <技能検定試験関係>

- 不適切事案を防ぐため、適切な業務指導を行っていただくとともに、技能検定の実施体制の整備及び関係予算の確保に努めていただき、都道府県職業能力開発協会とも連携の上、適正な技能検定試験制度の運用をお願いします。

# 技能五輪全国大会の概要

## 概要

- **技能五輪全国大会**は、青年技能者(原則23歳以下)がその技能レベルについて日本一を競うことで、若年層の技能の向上を図るとともに、広く国民にもものづくり分野等の技能の重要性・必要性をアピールすることを目的に、昭和38年から毎年開催。幅広い職種を対象とする、唯一の全国レベルの技能競技大会。偶数年度の大会は、翌年に開催される**技能五輪国際大会**<唯一の世界レベルの技能競技大会(隔年開催)>の選手選考を兼ねている。

### 第55回技能五輪全国大会の概要(主催:厚生労働省、中央職業能力開発協会)

- **日程** : 平成29年11月24日(金)～11月27日(月)
  - ・開会式: 11月24日(金) ・競技: 11月25日(土)～26日(日) ※一部の職種の競技は、この日程に先行して実施
  - ・閉会式: 11月27日(月)
- **競技会場** : マロニエプラザなど計17会場
- **参加者数** : 1,337人
- **競技職種** : 製造・建設分野をはじめとする42職種



### 【技能五輪全国大会の意義に関する代表的な製造業企業の認識】

(株)東芝は、社内コンテストの充実を技能五輪全国大会の代替対策と位置付け、1980年代後半に参加を取りやめた。しかし、同大会への参加は、①競合他社とのベンチマークを行うことができ、**自社の技能ポテンシャルを高め、イノベーションに結びつけること**、②若年層のモチベーションを高め、モラルアップにつながること、③**企業イメージの向上を図ることができること**等の利点があることから、再度2010年から技能五輪全国大会に参加。(平成24年「ものづくり白書」(抄)より)

### 【技能五輪全国・国際大会の開催(予定)地】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
技能五輪全国大会	愛知県	中央(千葉県など)	山形県	栃木県	沖縄県	愛知県	愛知県	未定
技能五輪国際大会	選考・派遣	ブラジル(サンパウロ)	選考・派遣	UAE(アブダビ)	選考・派遣	ロシア(カザン)	選考・派遣	中国(上海)

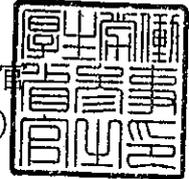
### 技能五輪全国大会の競技職種(計42職種)

- 電子技術系(4職種) ... メカトロニクス、電子機器組立て、電工、工場電気設備
- 情報通信系(4職種) ... ITネットワークシステム管理、情報ネットワーク施工、ウェブデザイン、移動式ロボット
- 機械系(9職種) ... 機械組立て、抜き型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、木型、自動車工、時計修理
- 金属系(5職種) ... 構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装
- 建設・建築系(10職種) ... タイル張り、配管、石工、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび
- サービス・ファッション系(10職種) ... 貴金属装身具、フラワー装飾、美容、理容、洋裁、洋菓子製造、西洋料理、和裁、日本料理、レストランサービス

開評発 1219 第 1 号  
平成 29 年 12 月 19 日

各都道府県職業能力開発主管部(局)長 殿

厚生労働省参事官  
(能力評価担当)



平成 33 年度技能五輪全国大会の開催に係る共催都道府県の募集について

人材開発行政の運営につきましては、日頃から、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、技能五輪全国大会(以下「全国大会」という。)の実施・運営については、毎年度、厚生労働省において民間団体等に業務委託を行っているところであり、全国大会の開催に当たっては、地域における技能振興の観点を踏まえ、都道府県との共催による開催を積極的にご依頼申し上げているところです。

平成 33 年度における共催都道府県の募集につきましては、

- ・ 本年 2 月 27 日付け能力開発課長補佐・能力評価課長補佐事務連絡「平成 33 年度技能五輪全国大会及び全国アビリンピックの開催に係る共催都道府県の募集時期について」において、第 10 回国際アビリンピック(以下「国際アビリンピック」という。)の開催都市及び開催時期の見通しが立つまで(本年夏頃を目途)は共催募集を行わないこととし、
- ・ 本年 8 月 31 日付け同事務連絡において、本年 11 月開催の国際アビリンピック連合の理事会まで引き続き共催募集を行わないこととし、当該理事会後においても、国際アビリンピックの開催都市等の見通しが立たない場合は、全国大会単独で募集する蓋然性がある

旨を既にお伝えしているところです。

そのような中、当該理事会が開催後の現段階におきましても、国際アビリンピックの開催都市等の見通しが立たない状況であることを踏まえ、今般、平成 33 年度全国大会の開催に係る共催都道府県を単独で募集することといたしますので、貴都道府県におかれましては、下記をご確認の上、積極的にご検討いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 第1 開催時期

原則として、平成33年10月又は11月（人材開発促進月間）に開催する。

### 第2 実施主体

全国大会は、厚生労働省、厚生労働省がその実施を委託する民間団体等が主催し、実施を希望する都道府県との共催により開催する。

### 第3 開催希望の表明方法

#### 1 提出書類

厚生労働省人材開発統括官宛てに、次に掲げる文書を提出すること。

- (1) 都道府県知事名の要請文
- (2) 開催基本計画案（共催を希望するに当たっての趣旨、開催予定時期、開催予定会場、運営体制、予算規模、独自併催事業等）

#### 2 提出期日

平成30年3月末日

#### 3 提出先等

厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能競技大会推進係  
郵送先：〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
電話番号：03-5253-1111(内線5944)

### 第4 留意事項

#### 1 開催要件

全国大会開催に当たり、必要な競技施設、宿泊施設等主な要件は、次に掲げるとおりとする。

なお、全国大会について、より詳細な開催要件の把握が必要である都道府県については、共催都道府県に期待する役割を含め、別途資料を送付する予定であることから、上記第3の3に記載する担当係あて連絡のこと。

#### (1) 競技施設関係について

##### ア 競技会場

- (ア) 総床面積40,000㎡以上を確保できること。
- (イ) 床面は、水平、平滑であり、競技職種ごとに必要な重量に耐えられる床面であること（精密機器組立て職種の機械等、約1tの重量物を設置する必要があるため。）。
- (ウ) 次に掲げる競技職種については、ガス、火気、水の使用が可能な競技

会場であること。

- ・火気を使用する職種（ガスボンベ等）

構造物鉄工職種、電気溶接職種、自動車板金職種、曲げ板金職種、貴金属装身具職種、洋菓子製造職種、西洋料理職種、日本料理職種、冷凍空調技術職種

- ・火気を使用する職種（ガストーチ等）

配管職種、電気職種、レストランサービス職種

- ・水を使用する職種

電気溶接職種、タイル張り職種、配管職種、左官職種、貴金属装身具職種、フラワー装飾職種、美容職種、理容職種、洋菓子製造職種、西洋料理職種、日本料理職種、レストランサービス職種、冷凍空調技術職種

(エ) 自動車板金職種、曲げ板金職種等については、大きな音の出る競技職種であるため、隣接の競技職種等との調整や周辺への騒音対策が必要であること。

(オ) 抜き型職種、構造物鉄工職種、電気溶接職種、自動車板金職種、曲げ板金職種、石工職種、冷凍空調技術職種等については、粉塵等が出るため、換気対策が必要であること。

(カ) 旋盤職種、フライス盤職種等については、持参工具置き場と競技会場までの導線の確保が必要であること。

(キ) 競技職種によっては多量の電力を使用するため、電気容量の確保が必要であること。

(ク) 汎用機械は適切な設置間隔が確保できること。また、選手が同条件で実施できるよう同一メーカーかつ同一機種の機械を一定数量確保すること。また、機械状態の均一な整備が必要であること。

(ケ) 会場設営に十分な日程（これまでの実績では、2日間の競技日程に対して会場の予約は1週間程度）を確保できること。なお、抜き型職種、精密機器組立て職種、旋盤職種及びフライス盤職種については、事前・事後の機器整備、選手の事前練習期間等を考慮した日程（これまでの実績では、1ヶ月間程度）が確保できること。

(コ) 競技エリアの周囲に来場者の観戦エリア、通行エリアを確保できること。

(サ) 競技職種ごとに競技委員控室、選手控室等を確保できること。

(シ) 競技に必要な作業台、機械設備等を設置できること。

(ス) 機器等の搬入に必要な出入口等を確保できること。

(セ) 競技に必要な機器の確保・準備が見込めること。

(ソ) 全競技職種を同一会場又は隣接する会場で実施できることが望まし

いこと。

なお、会場が分散する場合は、来場者が競技期間中に全会場を見学できるように各会場間のアクセスを考慮する必要があること。

#### イ 開閉会式会場

2,500人程度以上収容できる会場を確保できること。

#### (2) 宿泊施設について

大会関係者2,000人程度が宿泊できる施設を確保できること（当該宿泊施設は、競技会場まで30分以内にあることが望ましい。）。

なお、この外に選手関係者、一般来場者の宿泊も見込まれることに留意すること。

### 2 開催地の決定

第3の1(1)の要請文を受領後、厚生労働省等において、現地調査等を含めた開催基本計画案の検討を行い、十分な審査及び協議を行った上で、平成33年度に開催を予定する都道府県を決定する。

### 3 その他

#### (1) 若年者ものづくり競技大会について

平成33年度全国大会の共催することが決定した都道府県において、平成31年度若年者ものづくり競技大会（以下「若年大会」という。）を実施する可能性があること。

なお、若年大会は厚生労働省において実施するものであるが、開催都道府県となった場合は、会場確保等についてご協力をお願いすることがあること。

#### (2) 職業能力開発校の設備等の整備について

全国大会の開催に当たっては、競技職種に使用する機械設備等の準備を共催都道府県をお願いしている。

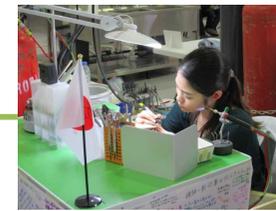
職業能力開発校の設備や機器等の整備は、全国大会の開催のために行うものではないものの、全国大会後に、当該設備や機器等のレガシーを訓練において活用することを前提として、老朽化している設備や機器等を整備する場合、「職業能力開発校施設整備費等補助金」の活用について、緊急度及び必要度が高いとみなすこともあり得ること。

# 技能五輪国際大会の概要

- 原則22歳以下の青年技能労働者を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的に隔年で開催。幅広い職種を対象とする、唯一の世界レベルの技能競技大会。日本選手団は、1962年(昭和37年)から参加。
- 直近では、2017年(平成29年)10月14日～10月19日の間、第44回技能五輪国際大会(アラブ首長国連邦(UAE)・アブダビ)が開催された。

## 第44回UAE・アブダビ大会の概要

- 日程: 2017年10月14日～19日
- 参加者: 59か国・地域 選手1,251人
- 競技職種: 製造・建設分野をはじめとする51職種 (日本は40職種に45人が参加)  
例: 情報ネットワーク施工、製造チームチャレンジ、メカトロニクス、溶接、CNCフライス盤、洋裁、ビューティーセラピー 等



## 【日本の過去大会の成績】

第44回大会(UAE)	国別順位: 9位	金メダル 3個、銀メダル 2個、銅メダル 4個
第43回大会(ブラジル)	国別順位: 3位	金メダル 5個、銀メダル 3個、銅メダル 5個
第42回大会(ドイツ)	国別順位: 4位	金メダル 5個、銀メダル 4個、銅メダル 3個
第41回大会(イギリス)	国別順位: 2位	金メダル 11個、銀メダル 4個、銅メダル 4個
第40回大会(カナダ)	国別順位: 3位	金メダル 6個、銀メダル 3個、銅メダル 5個
第39回大会(日本)	国別順位: 1位	金メダル 16個、銀メダル 5個、銅メダル 3個

## 【開催状況】

開催年	2007年 (平成19年)	2009年 (平成21年)	2011年 (平成23年)	2013年 (平成25年)	2015年 (平成27年)	2017年 (平成29年)	2019年 (平成31年)	2021年 (平成33年)
開催国	第39回 日本(静岡)	第40回 カナダ(カルガリー)	第41回 イギリス(ロンドン)	第42回 ドイツ(ライプツヒ)	第43回 ブラジル (サンパウロ)	第44回 アラブ首長国連邦 (アブダビ)	第45回 ロシア (カザン)	第46回 中国 (上海)
参加国 地域数	46	46	52	53	59	59	—	—
競技職種数	47	45	46	46	50	51	—	—
参加選手数 ( )内は日本選手数	812 (51)	850 (45)	944 (44)	986 (45)	1,189 (45)	1,251 (45)	— (—)	— (—)

# 2023年技能五輪国際大会の日本（愛知県）招致について

- 「日本再興戦略2016」（2016年6月閣議決定）において、技能五輪国際大会の日本への誘致に向けた具体的な方策を検討し、2017年度年央までに結論を得ることとされた。
- 2017年1月に職業能力開発局長（現人材開発統括官）の下、有識者による「技能五輪国際大会誘致に向けた検討会（座長 赤松明 ものづくり大学学長）」を設置。
- 検討会では、愛知県が取りまとめた「2023年技能五輪国際大会基本構想」を受け、詳細な検証を実施し、2023年の技能五輪国際大会を日本（愛知県）で開催することを求めるとされた。



- 2023年の技能五輪国際大会の招致（日本・愛知県）に立候補する決定を行うとともに、9月22日の閣議においてこの旨の発言及び関係省庁にも招致立候補に向けた協力をお願いしたい旨大臣から発言。
- 本年10月13日にアブダビにおいて開催されたワールドスキルズインターナショナル（WSI）総会において、日本が招致に立候補する意思があることを表明するとともに、WSI役員や加盟国等に対して支持要請を行った。

## 【今後のスケジュール】

	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	..	35年度 (2023)
開催国	第44回UAE (アブダビ)		第45回ロシア(カザン)		第47回日本 (愛知)
スケジュール	9月 招致立候補の決定  10月 WSI総会 (アブダビ)	10月 WSI総会 (アムステルダム) において <b>正式立候補</b>	初頭 プロポーザルシート 提出	8月 WSI総会 (カザン) において <b>第47回大会の開催地決定</b> ※複数国立候補した場合は加盟国・地域による <b>投票によって決定</b>	開催

# 全国厚生労働関係部局長会議(人材開発統括官)

## 5. 外国人技能実習法の施行について

- 技能実習法が昨年11月1日に施行された。
  - 本法律には大きく分けて「制度の適正化」と「制度の拡充」の2つの軸があり、
    - ① 監理団体の許可制、技能実習計画の認定制の導入や、外国人技能実習機構が行う実地検査等の実施、地域ごとの関係行政機関等による地域協議会の設置等による制度適正化 と
    - ② 優良な実習実施者と監理団体に限定して、4～5年目までの実習実施を可能とする等による制度の拡充
- により、技能実習制度を一層適切に運用していくこととしている。

### ⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 来年度から、毎年6月頃、都道府県、業所管省庁の地方支分部局、外国人技能実習機構の地方事務所等を構成員として、全国8ブロックごとに地域協議会を設置することとしている。  
地域協議会は、制度適正化に向けた取組方針の協議等や、関係行政機関の地域レベルでの情報共有を図る仕組みの構築を目的としているものであり、同協議会へのご協力をお願いしたい。
- 技能評価試験については、技能実習の実習実施者から受検申請がなされた場合に、適正に実施いただけるよう、特に、随時3級等の実施体制の整備について、都道府県職業能力開発協会と連携の上、ご協力をお願いしたい。

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ**(4~5年目の**技能実習の実施**)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

# 技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

## 旧制度

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

## 見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → **3年間 ⇒ 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**  
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

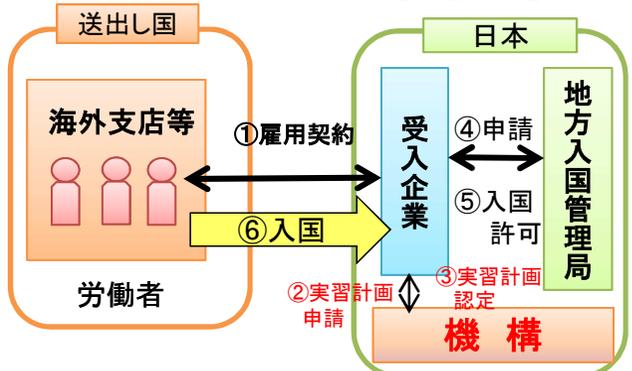
# 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約25万人在留している。  
※平成29年6月末時点

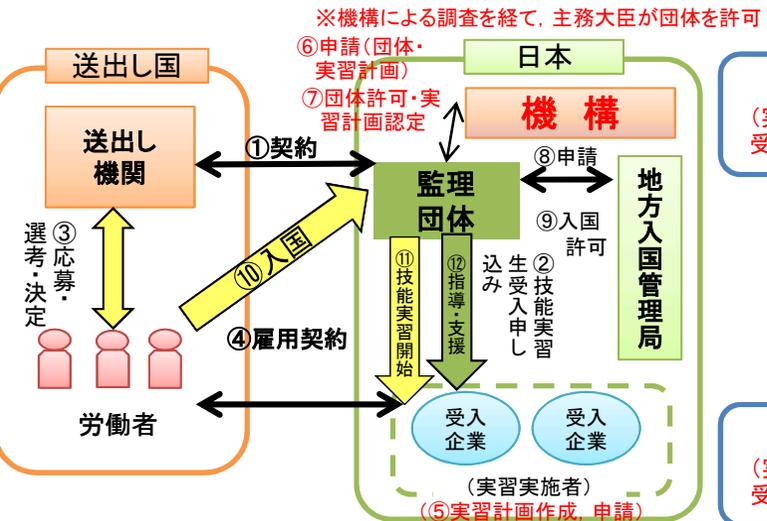
※新制度の内容は赤字

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

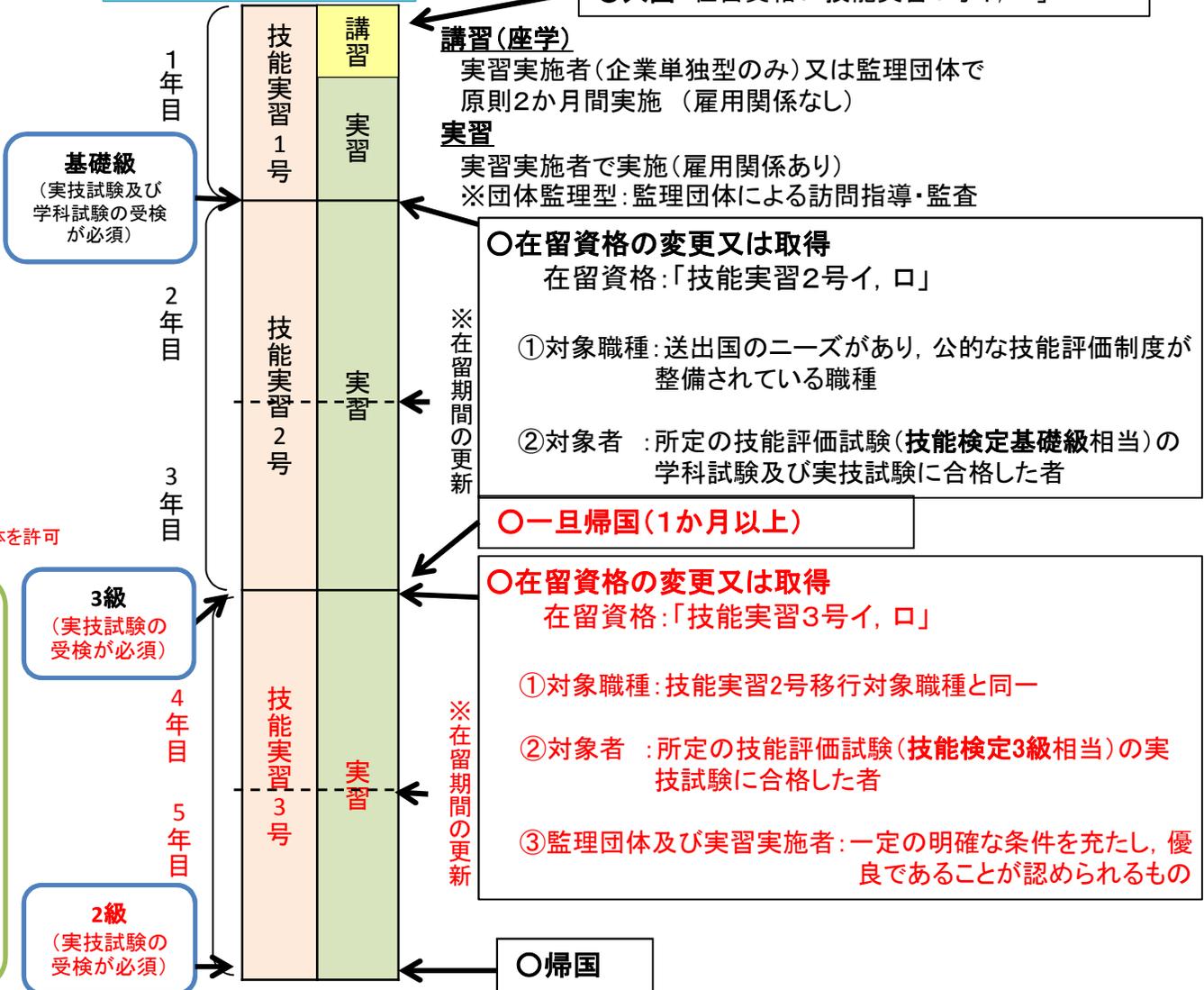
**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

- 講習(座学)**  
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)
- 実習**  
実習実施者で実施(雇用関係あり)  
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

**基礎級**  
(実技試験及び学科試験の受検が必須)

**3級**  
(実技試験の受検が必須)

**2級**  
(実技試験の受検が必須)

※在留期間の更新

※在留期間の更新

人材開発統括官 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 人材開発統括官における平成30年度予算案について	8ページ参照			
2. 公的職業訓練の効果的・効率的な実施について	訓練企画室	計画指導係	青野	5923
3. 若年者雇用対策について	若年者・キャリア形成支援担当参事官室	企画係	森田、堀	5969
4. 技能振興施策・技能検定制度について	能力評価担当参事官室	企画係	伊藤	5943
5. 外国人技能実習法の施行について	海外人材育成担当参事官室	業務管理係	小川、永田	5952